

(加齢対応構造等である構造及び設備の基準)

第34条 法第54条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 床は、原則として段差のない構造のものであること。
- 二 主たる廊下の幅は、78センチメートル（柱の存する部分にあっては、75センチメートル）以上であること。
- 三 主たる居室の出入口の幅は75センチメートル以上とし、浴室の出入口の幅は60センチメートル以上であること。
- 四 浴室の短辺は130センチメートル（一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、120センチメートル）以上とし、その面積は2平方メートル（一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、1.8平方メートル）以上であること。
- 五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。
$$T \geq 19.5$$
$$R \div T \leq 22 \div 21$$
$$55 \leq T + 2R \leq 65$$
- 六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。
$$T \geq 24$$
$$55 \leq T + 2R \leq 65$$
- 七 便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。
- 八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。
- 九 その他国土交通大臣の定める基準に適合すること。

2 都道府県知事（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあつては、国土交通大臣）が既存の住宅に係る法第53条に規定する事業の認可をする場合における法第54条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、第4条各号に掲げるものとする。